

# 都市計画法第53条第1項許可申請の提出書類について

## 1. 練馬区に確認申請を提出する場合

確認申請書に許可申請書(正1部・副1部)を添付してください。なお、立面図・断面図の不要な確認申請であっても、立面図と2面以上の断面図を添付してください。

## 2. 指定確認検査機関に確認申請を提出する場合

許可申請書(正1部・副1部)にそれぞれ下記の書類を添付してください。

- 注意事項
- ・建築物が複数ある場合、平面図、立面図、断面図は各建築物に必要です。(駐輪場、車庫、倉庫等)
  - ・増築の場合、既存建築物の平面図、立面図、断面図も必要です。

提出書類	補足説明
許可申請書(正)	
委任状	・代理人手続きの場合は必要 ・委任者(申請者)の印あるいは電話番号を記載
建築計画概要書 1～2面の写し	・建築主が複数名の場合は別紙も添付
案内図	・都市施設(都市計画道路・都市計画公園・都市高速鉄道等)、市街地開発事業(土地区画整理事業を施行すべき区域等)等の区域線の明示 ・用途境の明示
配置図	・門塀等:種類、構造、高さ、新設・既存の別、敷地内・外の明示 ・予想街路、用途境、都市施設、市街地開発事業等の区域線の明示
各階 平面図	・小屋裏物置(ロフト)および塔屋の面積の明示 ・小屋裏物置(ロフト)の可動はしごの位置の明示 ・小屋裏物置(ロフト)の開口部の面積の明示
立面図 4面以上	
断面図 2面以上	・切断方向は2方向(梁間方向1面と桁行方向1面等)以上 ・小屋裏物置(ロフト)あり※2…小屋裏物置部分が見える断面図 ・小屋裏物置(ロフト)なし…「小屋裏物置なし」を明示
その他参考となるべき 事項を記載した図書	・都市計画道路、都市計画緑地等の区域線がわかる計画線図(東京都あるいは練馬区発行のもの※1)の写し ・型式部材等製造者認証書の写し ・その他、審査に必要な図書

<各区域線図の問合せ先>

- ※1
- ・都市計画道路(1/500の区域図)…都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課(直通 5388-3213)  
※補助236・237号線は練馬区交通企画課(直通5984-1328)
  - ・都市計画公園・緑地…都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課(直通 5388-3315)(都事業)  
練馬区 道路公園課 公園係(直通 5984-1365)(区事業)

- ※2
- 練馬区ホームページで公開中の「練馬区建築基準法取扱い」における「小屋裏物置等の取扱いについて」を確認のうえ、小屋裏物置(ロフト)を計画して下さい。
- <URL> <https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/kentiku-toriatukai.html>

- ※3
- 土地区画整理事業を施行すべき区域内において、法54条の許可基準に該当しないものを建築しようとする場合、別途「建築計画の届け」の提出が必要になります。詳しくは都市計画課にてご確認ください。
- ・都市計画課 都市計画担当係 (直通 5984-1534)